

令和3年度

岩見沢市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

岩見沢市監査委員



岩 監 第 22 号  
令和3年8月20日

岩見沢市長 松野 哲 様

岩見沢市監査委員 畑 瀬 正 美  
岩見沢市監査委員 村 上 勝 則  
岩見沢市監査委員 伊 澤 幸 信

令和3年度 岩見沢市健全化判断比率及び資金不足比率  
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度における健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び資金不足比率(令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率)について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

## 目 次

1 審査の対象	1
2 審査の期間	1
3 審査の実施場所	1
4 審査の概要	1
5 審査の結果	1

### ○健全化判断比率

1 実質赤字比率	3
2 連結実質赤字比率	4
3 実質公債費比率	5
4 将来負担比率	6
審査資料	7

### ○資金不足比率

1 資金不足比率	12
審査資料	14

# 岩見沢市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 1 審査の対象

令和3年度に公表する健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び資金不足比率(令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率)並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の期間

令和3年7月30日から同年8月20日まで

## 3 審査の実施場所

岩見沢市役所監査委員室

## 4 審査の概要

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ正確に作成されているかについて、岩見沢市監査基準に基づき、関係書類等との照合検査を行い、健全化判断比率及び資金不足比率の審査実施要領で定めた着眼点を基本とし、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

## 5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確に作成されているものと認められた。

なお、審査結果についての概要及び意見は次に述べるとおりである。

【注 記】

本意見書における表記方法は次のとおりとした。

1 審査資料の各表中における年度は、各数値の算定に用いた決算年度により表示した。

2 符号の用法は、次のとおりである。

(－) 該当数値なし

(△) 負数

3 法令等の名称は次の略称を用い記載した。

健全化法 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

健全化法施行令 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令

健全化判断比率





## 1 実質赤字比率

実質赤字比率は、健全化法第2条第1号の規定に基づき、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標である。

令和2年度決算により算定した実質収支額は、第1表に示すとおり 137,848千円の黒字となっており、内訳は一般会計では 137,200千円、特別会計高等学校費では 648千円がそれぞれ黒字となっている。

健全化法施行令第7条及び第8条において、第2表に示すとおり早期健全化基準及び財政再生基準がそれぞれ定められているが、実質赤字比率は赤字額に着目した比率であることから、実質収支額が黒字である場合には、実質赤字比率は算定されないこととなり、令和3年度における実質赤字比率は当該基準を下回る結果となっている。

なお、実質赤字比率の算定に係る内容は 7ページから 8ページの資料1に示すとおりである。

第1表 実質赤字比率算定の基礎数値

(単位:千円)

区分	実質収支額	実質赤字額 ①	標準財政規模 ②
金額	137,848	0	24,204,187

第2表 実質赤字比率の算定結果

(単位:%)

区分		実質赤字比率 ①/②×100	早期健全化基準	財政再生基準
比率	令和元年度	-	12.13	20.00
	令和2年度	-	12.15	
	令和3年度	-	12.14	

## 2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、健全化法第2条第2号の規定に基づき、連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示した指標であり、実質赤字比率における一般会計等の実質赤字額のみならず、公営企業会計も含めた全会計の実質赤字額及び資金不足額を対象としたものである。

令和2年度決算により算定した連結実質収支額は、第3表に示すとおり 6,782,465千円の黒字となっており、内訳は一般会計等で 137,848千円、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計で 830,481千円、法適用公営企業会計で 5,779,420千円、法非適用公営企業会計で 34,716千円となっている。

健全化法施行令第7条及び第8条において、第4表に示すとおり早期健全化基準及び財政再生基準がそれぞれ定められているが、実質赤字比率と同様、連結実質赤字比率についても赤字額に着目した比率であることから、連結実質収支額が黒字である場合には、連結実質赤字比率は算定されないこととなり、令和3年度における連結実質赤字比率は当該基準を下回る結果となっている。

なお、連結実質赤字比率の算定に係る内容は7ページから8ページの資料1に示すとおりである。

第3表 連結実質赤字比率算定の基礎数値

(単位:千円)

区 分	連結実質収支額	連結実質赤字額 ①	標準財政規模 ②
金 額	6,782,465	0	24,204,187

第4表 連結実質赤字比率の算定結果

(単位:%)

区 分		連結実質赤字比率 ①/②×100	早期健全化基準	財政再生基準
比 率	令和元年度	-	17.13	30.00
	令和2年度	-	17.15	
	令和3年度	-	17.14	

### 3 実質公債費比率

実質公債費比率は、健全化法第2条第3号の規定に基づき、市の全会計が負担する元利償還金と準元利償還金及び一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金の標準財政規模に対する割合を示した指標であり、この比率が大きいほど財政運営が硬直化していることを示すものである。

過去3カ年における単年度ベースの実質公債費比率は、第5表に示すとおりであり、健全化法においては、過去3カ年の平均値を算定することとされていることから、令和3年度における実質公債費比率は8.4%(対前年度比1.0ポイント上昇)となっている。

健全化法施行令第7条及び第8条において、第6表に示すとおり早期健全化基準及び財政再生基準がそれぞれ定められているが、令和3年度における実質公債費比率は当該基準を下回る結果となっている。

なお、実質公債費比率の算定に係る内容は9ページの資料2に示すとおりである。

第5表 過去3カ年の実質公債費比率の基礎数値

(単位:千円、%)

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
※ 地方債元利償還金・準元利償還金	1,894,593	1,685,180	1,524,057
※ 標準財政規模	20,232,218	19,939,290	20,153,841
比率(単年度)	① 9.36424	② 8.45155	③ 7.56212

※ 地方債元利償還金・準元利償還金及び標準財政規模は、健全化法第2条第3号の規定による算入公債費等の額を控除した額である。

第6表 実質公債費比率の算定結果

(単位:%)

区 分	実質公債費比率 (①+②+③)/3	早期健全化基準	財政再生基準	
比率(3カ年平均)	令和元年度	6.5	25.0	35.0
	令和2年度	7.4		
	令和3年度	8.4		

#### 4 将来負担比率

将来負担比率は、健全化法第2条第4号の規定に基づき、市の全会計における将来負担すべき実質的な負債並びに一部事務組合及び設立法人の負債のうち一般会計等において実質的に負担する負債の標準財政規模に対する割合を示した指標である。

令和3年度における将来負担比率は、第7表に示す令和2年度末における将来負担額から充当可能財源等を控除した額 14,310,838千円を、標準財政規模から算入公債費等の額を控除した額 20,232,218千円で除した 70.7% (対前年度比 5.8ポイント上昇) となっている。

健全化法施行令第7条において、第8表に示すとおり早期健全化基準が定められているが、令和3年度における将来負担比率は当該基準を下回る結果となっている。

なお、将来負担比率の算定に係る内容は10ページの資料3に示すとおりである。

第7表 将来負担比率算定の基礎数値

(単位:千円)

控除前の額	控除すべき額	控除後の額
(将来負担額) 75,380,364	(充当可能財源等) 61,069,526	① 14,310,838
(標準財政規模) 24,204,187	(算入公債費等の額) 3,971,969	② 20,232,218

第8表 将来負担比率の算定結果

(単位:%)

区分	将来負担比率 ①/②×100	早期健全化基準	財政再生基準
比率	令和元年度	61.4	350.0
	令和2年度	64.9	
	令和3年度	70.7	

※ 将来負担比率における財政再生基準については、健全化法による規定がない。

# 審 查 資 料

## 各会計における

## 一般会計等

(単位:千円)

会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出 差引額 ①-② ③	翌年度に 繰り越す べき財源 ④	令和2年度 実質収支額 ③-④ ⑤	令和元年度 実質収支額 ⑥	差引 ⑤-⑥
一般会計	59,970,807	59,804,363	166,444	29,244	137,200	123,772	13,428
高等学校費	586,105	585,457	648	0	648	753	△ 105
計	60,556,912	60,389,820	167,092	29,244	(A) 137,848	124,525	13,323

## 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計

(単位:千円)

会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出 差引額 ①-② ③	翌年度に 繰り越す べき財源 ④	令和2年度 実質収支額 ③-④ ⑤	令和元年度 実質収支額 ⑥	差引 ⑤-⑥
国民健康保険費	8,874,058	8,502,922	371,136	0	371,136	225,681	145,455
介護保険費	8,505,277	8,047,321	457,956	0	457,956	343,561	114,395
後期高齢者医療費	1,397,665	1,396,276	1,389	0	1,389	399	990
計	18,777,000	17,946,519	830,481	0	(B) 830,481	569,641	260,840

## 法適用公営企業会計

(単位:千円)

会計名	流動資産 ①	控除額 ②	流動負債 ③	控除額 ④	令和2年度 資金不足 ・剰余額 ①-②)-(③-④) ⑤	令和元年度 資金不足 ・剰余額 ⑥	差引 ⑤-⑥
病院事業会計	4,664,511	0	1,920,296	534,841	3,279,056	2,991,251	287,805
水道事業会計	1,132,848	0	617,707	431,249	946,390	1,001,166	△ 54,776
下水道事業会計	1,641,875	0	921,443	833,542	1,553,974	1,372,244	181,730
計	7,439,234	0	3,459,446	1,799,632	(C) 5,779,420	5,364,661	414,759

# 実質収支等の状況

法非適用公営企業会計

(単位:千円)

会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出 差引額 ①-② ③	土地収入 見込額 ④	地方債 残高 ⑤	令和2年度 資金不足・ 剰余額 ③+④-⑤ ⑥	令和元年度 資金不足・ 剰余額 ⑦	差引 ⑥-⑦
公設卸売市場費	31,979	31,352	627			627	628	△ 1
農業集落排水事業費	169,646	169,027	619			619	462	157
公共用地等造成費	9,849	134,291	△ 124,442	159,507	15,112	19,953	5,447	14,506
企業用地造成費	24,385	24,256	129	13,388	0	13,517	0	13,517
計	235,859	358,926	△ 123,067	172,895	15,112	(D) 34,716	6,537	28,179

(単位:千円、%)

区分	令和2年度	令和元年度	差引
連結実質収支額(E)			
合計 (A)+(B)+(C)+(D)	6,782,465	6,065,364	717,101
標準財政規模(F)	24,204,187	23,980,126	224,061
うち、臨時財政対策債発行可能額	851,865	897,178	△45,313
実質赤字比率 (A)/(F)×100	※ △ 0.56	※ △ 0.51	△ 0.05
連結実質赤字比率 (E)/(F)×100	※ △ 28.02	※ △ 25.29	△ 2.73

※ 実質収支額又は連結実質収支額が黒字である場合、実質赤字比率又は連結実質赤字比率は負の値で表示され、この場合、当該比率は算定されないこととなる。

# 実質公債費比率の状況

(単位:千円、%)

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
地方債元利償還金・準元利償還金	公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く)	4,696,879	4,499,116	4,493,384
	積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0
	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	0	0	0
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,018,636	1,073,886	1,084,321
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	60,022	59,786	58,880
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	90,771	92,996	94,091
	一時借入金の利子	254	232	0
計 ①		5,866,562	5,726,016	5,730,676
標準財政規模	標準税収入額等	10,407,436	10,057,249	10,027,048
	普通交付税額	12,944,886	13,025,699	13,135,522
	臨時財政対策債発行可能額	851,865	897,178	1,197,890
計 ②		24,204,187	23,980,126	24,360,460
算入公債費等	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	885,932	1,030,012	1,170,753
	災害復旧費等に係る基準財政需要額	2,979,862	2,910,313	2,934,232
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	106,175	100,511	101,634
計 ③		3,971,969	4,040,836	4,206,619

単年度 (①-③)/(②-③)×100	9.36424	8.45155	7.56212
3カ年平均	8.4	7.4	6.5



## 将来負担比率の状況

(単位:千円、%)

区 分		令和2年度	令和元年度	差引
将来負担額	一般会計等における地方債現在高	62,735,654	61,388,321	1,347,333
	債務負担行為に基づく支出予定額	438,584	363,137	75,447
	公営企業債等繰入見込額	6,120,699	6,780,414	△ 659,715
	組合負担等見込額	538,430	568,948	△ 30,518
	退職手当負担見込額	4,515,160	4,589,104	△ 73,944
	設立法人の負債額等負担見込額	1,031,837	1,152,267	△ 120,430
	連結実質赤字額	0	0	0
	組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
計 ①		75,380,364	74,842,191	538,173
充当可能財源等	充当可能基金	13,460,939	14,155,746	△ 694,807
	充当可能特定歳入	5,724,320	5,831,136	△ 106,816
	基準財政需要額算入見込額	41,884,267	41,905,521	△ 21,254
計 ②		61,069,526	61,892,403	△ 822,877
標準財政規模 ③		24,204,187	23,980,126	224,061
うち、臨時財政対策債発行可能額		851,865	897,178	△ 45,313
算入公債費等の額 ④		3,971,969	4,040,836	△ 68,867
将来負担比率 (①-②)/(③-④)×100		70.7	64.9	5.8



資 金 不 足 比 率



## 1 資金不足比率

資金不足比率は、健全化法第22条第2項の規定に基づき、公営企業ごとに資金不足額の事業の規模に対する割合を示す指標である。

健全化法施行令第19条において、第1表に示すとおり経営健全化基準が定められているが、資金不足比率は、資金不足額に着目した比率であることから、令和2年度決算において剰余金を生じた公営企業では資金不足比率は算定されないこととなり、令和3年度における資金不足比率はすべての公営企業会計で経営健全化基準を下回る結果となっている。

なお、資金不足比率の算定に係る内容は14ページから15ページの資料1に示すとおりである。

第1表 資金不足比率算定の基礎数値及び算定結果

(単位:千円、%)

区分	会計	資金不足額 ①	事業の規模 ②	令和3年度 資金不足比率 ①/②×100	令和2年度 資金不足比率	経営健全化 基準
法適用事業	病院事業会計	0	10,613,241	-	-	20.0
	水道事業会計	0	1,533,724	-	-	
	下水道事業会計	0	1,460,738	-	-	
法非適用事業	公設卸売市場費	0	2	-	-	
	農業集落排水事業費	0	39,678	-	-	
	公共用地等造成費	0	159,507	-	-	
	企業用地造成費	0	13,517	-	-	



# 審 查 資 料

## 各会計における資

## 法適用事業

会計名	流動負債等 ① (※1)	算入地方債 の現在高 ② (※2)	流動資産等 ③ (※3)	解消可能 資金不足額 ④ (※4)
病院事業会計	1,385,455	0	4,664,511	-
水道事業会計	186,458	0	1,132,848	-
下水道事業会計	87,901	0	1,641,875	-

## ※1【流動負債等】

= [流動負債の額] - [控除企業債等] - [控除未払金等] - [控除額] - [PFI建設事業費等]

## ※2【算入地方債の現在高】

建設改良費・準建設改良費(地方債に関する省令第12条及び附則第8条に規定するもの)以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の決算年度末における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

## ※3【流動資産等】= [流動資産の額] - [控除財源] - [控除額]

## ※4【解消可能資金不足額】

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

## 法非適用事業

会計名	歳出額 ①	算入地方債 の現在高 ② (※5)	歳入額等 ③ (※6)	土地収入見込額 ④ (※7)
公設卸売市場費	31,352	0	31,979	
農業集落 排水事業費	169,027	0	169,646	
公共用地等 造成費	134,291	0	9,849	159,507
企業用地造成費	24,256	0	24,385	13,388

## ※5【算入地方債の現在高】

建設改良費・準建設改良費(地方債に関する省令第12条及び附則第8条に規定するもの)以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の決算年度末における残高

## ※6【歳入額等】= [歳入額] - [決算年度の翌年度に繰越すべき財源]

## ※7【土地収入見込額】

販売を目的として所有する土地の価額 ※宅地造成会計(公共用地等造成費及び企業用地造成費)のみ適用

## ※8【地方債残高】販売用の土地の取得、造成を行うために起こした地方債の決算年度末における現在高



# 金不足比率の状況

(単位:千円、%)

事業の規模 ⑤	令和3年度 資金不足比率 (①+②-③-④) /⑤×100	令和2年度 資金不足比率	差引
10,613,241	-	-	-
1,533,724	-	-	-
1,460,738	-	-	-

(単位:千円、%)

地方債 残高 ⑤ (※8)	解消可能 資金不足額 ⑥	事業の規模 ⑦	令和3年度 資金不足比率 (①+②-③-④+ ⑤-⑥)/⑦×100	令和2年度 資金不足比率	差引
	-	2	-	-	-
	-	39,678	-	-	-
15,112	-	159,507	-	-	-
0	-	13,517	-	-	-

